

浜 健 介 第 161 号
令和 4 年 6 月 27 日

介護保険施設 施設長 様

浜松市介護保険課長 加藤 浩二

災害発生時における被災状況報告の取扱いについて

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険施設等は、日常生活上の支援を必要とする要介護者等が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧等、必要な措置を速やかに講じることが必要となります。そのため、これらの対応を適切に講じるために、施設と行政等の関係者間において、被災状況等を迅速かつ正確に把握することが求められます。

これまで、本市における介護保険施設の被災状況報告については、FAX又はメールにて報告書を送付いただくこととしていました。

しかし、令和3年度から厚生労働省が介護サービス情報公表システムに災害発生時の被災状況等を登録する機能（災害時情報共有システム）を追加し、本市においても当該システムの活用準備が整ったことから、災害発生時において、より迅速かつ正確な情報共有を図るため、今後の被災状況報告の方法について、下記のとおり定めますので、御承知の上、適切な対応をお願いします。

記

1 報告の流れ

- ① 国が災害時情報共有システム「災害情報」を登録する。
- ② 市が管内の介護保険施設等に対し、被災状況の報告を依頼する。
- ③ 別表1に定める施設は、被害の有無に関わらず、災害時情報共有システムから状況を報告する。
別表2に定める施設は、被害があった場合、災害時情報共有システムから状況を報告する。
※詳細は、浜松市公式ホームページを御確認ください。

【URL】<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/20220619hisaijixyoukixyou.html>

※災害時情報共有システムの使用が困難な場合等については、被害があった場合、被災状況報告書を各区長寿保険課へFAX又はメールにて送付してください（従来の報告方法）。

2 運用開始日 令和4年7月1日（金）

3 備考

- ・介護報酬収入年額100万円以下で公表を行っていない事業所や、（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所につきましては、別にID等を付番する必要がありますので、当該機能の利用については、今しばらくお待ちいただき、従来の方法により被災状況報告を行ってください。
- ・システムの具体的な操作方法等は、浜松市公式ホームページに掲載されている操作マニュアル等で御確認ください。

【URL】<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/20220619hisaijixyoukixyou.html>

別表1（被害の有無に関わらず、報告が必要）

調査対象施設及び事業所
<ul style="list-style-type: none">・短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護事業所・介護老人保健施設・介護医療院・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所

別表2（被害があった場合のみ、報告が必要）

調査対象施設及び事業所
<ul style="list-style-type: none">・介護予防支援事業所・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所・訪問看護事業所・訪問リハビリテーション事業所・居宅療養管理指導事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所・認知症対応型通所介護事業所・福祉用具貸与事業所・特定福祉用具販売事業所